

ニホンカモシカ保護管理事業計画

大分県

第1 事業の目標

ニホンカモシカは、九州、四国、京都府以東の本州に分布する日本固有のウシ科の哺乳類で、国の特別天然記念物に指定（指定名称：カモシカ）されている。九州の個体群は祖母・傾山系から九州中央山地を中心に大分、熊本、宮崎に分布しているが、生息環境の悪化等により急速に個体数の減少が進み、現在の個体数は全体で200頭程度と推定されている。特に大分県内は、九州3県教育委員会による平成30年度から令和元年度にかけて実施された特別調査で、推定7～28頭と個体群の存続が厳しい状況に陥っている。令和2年には「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、指定希少野生動植物に指定された。

本事業では、大分県における本種の生息状況を把握し、農林産物の被害防止を図りながら人との軋轢を低減し、緊急的な対応として短期的には地域個体群の絶滅回避を目標とする。中期的には、地域個体群の減少傾向に歯止めをかけるために、本種の安定的な生息地の確保に必要な環境の維持・改善及び個体群の存続を圧迫する要因の軽減・除去を図る。加えて、長期的には、生息環境保全のための保護区の設定を目指し、飼育下での繁殖や野生復帰を実施することも含めて地域個体群の回復等を図る。最終的には地域個体群の増加傾向を維持し、森林生態系の保全に配慮しながら、自然状態で安定的に生息できる状態になることを目標とする。

第2 事業の区域

佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野市及び祖母・傾山系を中心に本種の生息が確認された区域。

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況のモニタリング、調査等

本種の保護管理事業を適切かつ効果的に実施するため、文化財としての調査と連携を図りながら、人里近くに拡大しているとされる現在の分布域の把握を優先的に行う。分布域を考慮した上で調査区を設け、聞き取り、目視及び糞塊調査、自動撮影、小型発信器の装着等による個体識別及び行動追跡を継続的に行い、大分県内に生息する個体及び個体群の現況を把握する。個体数、行動圏、環境選択性、繁殖、移動分散等の生息状況

に関する情報の蓄積及び継続的なモニタリングを行う。十分な個体数が残っている繁殖個体群が確認できれば重点的に保護する。

また、個体群の存続に影響を及ぼすおそれのある要因及びその影響の現状把握に関する調査及び研究を進める。その結果、本種の生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、緊急調査の実施を含め必要な対策を講ずる。

死亡個体については、生物学的資料の蓄積のため、可能な限り回収し適切に保存する。全身の保存が難しい場合も、遺伝子解析用の試料や角鞘標本等の採取に努める。

これらの調査等から得られた本種に関する情報は、関係機関・団体で共有する。

(2) 生息に適する環境の把握

本種が自然状態で安定して存続するためには、森林の生態系全体を良好な状態に保つことが必要となる。そのため、ニホンジカ（以下、「シカ」という。）との競合関係並びに従来適地とされてきた高標高地を含めそれ以外の地域においても本種の生息に適した、高頻度で利用する区域、移動経路、繁殖適地などを特定するための調査を実施する。

(3) 生息地における監視

本種の生息に悪影響を及ぼす行為を防止するとともに、本種による農林産物の被害防止ならびに家畜との共通感染症の伝播防止を図るために、生息地における巡視等を行う。ニホンカモシカ以外の中型哺乳類にも注意し、疥癬等に罹患していないかを確認する。

2 生息環境の保全

1の事業で得られた知見等に基づき、本種の特性を十分に考慮して、生息環境の保全を図るため、必要かつ効果的な対策を実施する。また、1の事業の結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき状態が認められた場合には、必要に応じ、原因解明のための調査の実施等本種の保存に資する対策を講ずる。具体的には、次のように生息環境の状況に応じて適切な対策を講ずる。

(1) 生息環境の維持

事業区域の中～低標高部にも、本種の生息に適した岩場や深い渓谷が存在しており、施業中の人工林や下層植生が多く残っている二次林も存在し、餌資源を含めた好適な生息環境を提供していると考えられる。このような地域については、その環境を維持し必要に応じて改善する。

伐採を含む森林施業は、本種及びシカの生息に大きな影響を与えると予測されるため、関係者と連携し情報収集に努める。大規模な伐採が行われた場合は、その後の餌資源の変化をモニタリングし、本種及びシカに与える影響の把握に努める。

(2) 植生回復による餌資源の確保

本種にとって生息環境の悪化がみられる地域であって、生息適地の拡大、個体の移動分散等の観点から県内個体群の存続上必要な地域については、あらかじめシカによる影響の軽減を図った上で、本種の生息に適した広葉樹を主体とした森林の育成、下層植生の回復による、生息環境の改善を目指す。

本種の生息環境の維持・改善のための事業を実施する際は、本種を含む地域の生物多様性に与える影響を考慮し、効果的な実施方法の検討・見直しを随時行い、長期的な視点に立ち進めるものとする。その際、山林所有者や猟友会等地域の協力体制の確立に努める。本種の生息地及びその周辺での土地利用や事業活動の実施に当たっては、重要な餌場や移動経路等、本種の生息のために必要な環境条件を確保するための配慮を求める。

農林業が行われている地域に近接して本種の生息が確認された場合は、食害等を防止するための調査を継続的に行う。家畜との共通感染症の観点から畜産業への影響を把握する。

(3) 生息地保全策の検討

長期安定的な生息地として重要な区域は、保護区等の指定を検討する。

(4) 錯誤捕獲等の防止

県内に生息する本種の個体数は極めて少なく、人為による死傷事故を極力回避する必要がある。関係自治体は、狩猟・林業・農業団体等の関係者と連携し、免許取得・更新時の講習等の場を生かして、シカ等の捕獲が適正な方法で実施されるよう求める。本種の痕跡が多く確認される地点では、本種が負傷をしない手法でわなを設置するように工夫するほか、必要に応じて自粛を求めるなど錯誤捕獲等の防止に努める。錯誤捕獲等に備え、連絡体制を構築し安全な放獣方法を検討・周知する。

また本種生息地近くでシカ等による食害等を防止する目的で獣害防止ネットを設置する場合、網目を小さくし適切な材質を選択するなどして、本種の死傷事故の防止を図る。

なお本種の生息が想定される地域におけるシカ等の有害鳥獣駆除に関して、関係自治体は事前に県と調整するなど、本種の生存に影響がないよう配慮して行う。

(5) 傷病個体の救護及びリハビリテーション

傷病及び錯誤捕獲等で救護された個体の治療及びリハビリテーションについては、獣医師の協力を得て適切な体制を整備する。野生復帰が可能な状態に回復した個体は、原則として元の生息地において放獣するものとする。必要に応じて小型発信器等を装着し、放獣後の行動の把握に努める。

3 飼育下繁殖の検討

九州のニホンカモシカは、分布が分散して生息密度が低化し、遺伝子交流が希薄化して遺伝的多様性が失われることにより、絶滅の危険性が高まるおそれがある。生息地における保護対策の強化だけでは野生個体群の回復が困難になることも考えられるため、本種に関する専門的知識を有する者の知見を得つつ、野生個体群の回復を目的とした飼育下における繁殖（生息域外保全）について、その必要性を検討する。飼育下繁殖が必要と判断された場合は、国や繁殖経験のある施設・専門家の支援を仰ぎ、その方針、具体的な実施内容及び体制を含む生息域外保全計画を策定し、保護した傷病個体等を活用した飼育下繁殖を実施する。

4 普及啓発の推進

本種の保護管理事業を実効性のあるものとするため、関係地方公共団体、地域住民、狩猟者及び農林業従事者を始めとする県民全体の理解と協力は不可欠である。このため、本種の保護の必要性、生息状況、保護管理事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、保護へ向けた協力を呼び掛ける。

また、教育現場や生息地周辺の自治会等を通じて本種について理解を深めるための活動を行い、地域の自主的な保護活動の展開を図る。これらの取組は、必要に応じて、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、民間団体等の協力を得て実施するものとする。

5 効果的な事業の推進のための連携の確保

事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、専門的な知識を有する者、関係地域の住民、ユネスコエコパーク等の関係者間の連携の確保を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。県においては、希少野生動植物保護、鳥獣保護管理、森林施業、文化財保護等の担当部署が情報を共有し、連携して事業に取り組むこととする。また、必要に応じて、従来保護に取り組んできた民間団体・学術団体・公的研究機関等に協力を仰ぐ。特に本種が分布する熊本・宮崎両県とは緊密に連携を図り、広域での保護の方策を探ることとする。